

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（前日を除く）
（日曜日の
翌日）

目次

◇監査公告 定期監査結果の公表

監査公告

鳥取県監査公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき、昭和42年度に係る下記機関の定期監査等を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和43年11月19日

鳥取県監査委員	浜	田	庄	二
同	中	田	玉	平
同	河	崎		敏
同	生	田	泰	治

記

監査箇所
総務部

大阪事務所
北九州事務所
名古屋事務所
自治研修所
厚生部

東部福祉事務所
中部福祉事務所
西部福祉事務所
県立母来寮
県立岩井長者寮
中央児童相談所
倉吉児童相談所
米子児童相談所
婦人相談所
県立婦人寮
県立喜多原学園
県立皆成学園
県立整肢学園
商工労働部
倉吉職業訓練所
米子職業訓練所
農林部
農業試験場
農樹試験場

- 食品加工研究所
- 畜産試験場
- 中小家畜試験場
- 県立農業経営大学校
- 種畜検査場
- 水産試験場
- 県立境港水産会館
- 県営境港魚市場
- 米子地方農林振興局境港水産事務所
- 久米ヶ原土地改良事業所
- 教育委員会
- 県立科学博物館
- 県立青年の家
- 警察本部
- 鳥取警察署
- 倉吉警察署
- 米子警察署
- 境港警察署
- 溝口警察署
- 黒坂警察署
- 財政援助団体等
- 財団法人 鳥取県大阪青年寮

- 1 監査実施箇所名 大阪事務所
- 2 監査執行年月日 昭和43年6月19日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 伊藤武夫
同 河崎 巖

4 概況
(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	現業職員	計
定員	(4)				14
現員	12	5		1	(4) 18

(注) () 書は兼務者で内書。

(2) 予算の執行状況
ア 歳入

科目	目	予算命達受額	調定額	収入済額	収入未済額
雑	財産貸付収入	309,200	304,229	304,229	0
	雑	920,000	1,251,395	1,251,395	0
	計	1,229,200	1,555,624	1,555,624	0

イ 歳出

科目	目	予算命達受額	支出済額	残額
(一般会計)	事務費	29,653,834	29,653,834	0
労働	費	70,000	70,000	0

農林水産業費	295,770	295,770	0
商工費	2,463,025	2,463,025	0
土木費	50,000	50,000	0
計	32,532,629	32,532,629	0
(特別会計) 用品調達集中管理事業 計	269,259	269,259	0
	269,259	269,259	0
合計	32,801,888	32,801,888	0

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 物産あつ旋額

(単位：千円)

年度	農産物	畜産物	水産物	林産物	精工物資	神戸貿易品	計
42	3,236,888	2,461,673	334,119	71,237	481,755	116,425	6,702,077
41	2,796,790	1,555,510	326,535	35,512	138,247	73,932	4,926,526
備考	市場出荷額	同	左	42年度はしいたけのみ	42年度は水産加工品のみの市場出荷額	あつ旋額	

イ 京阪神市場入荷状況

種別	農産物	水産物	水産加工品	畜産物	計
数量	42,999 千円	1,956 千円	2,039 千円	14,724 千円	61,678 千円
金額	3,236,888	334,119	481,755	2,461,673	6,514,415

ウ 京阪神市場入荷状況

種別	木炭	薪	しいたけ	木材
数量	298,731kg	3,100m ³	34,228kg	14,273m ³

エ 職業あつ旋数

就職者数

オ 観光相談件数

42年度 2,304人
41年度 2,911人

カ 宿泊所利用者数

42年度 5,247人
41年度 6,379人……観光あつ旋客数

キ 企業誘致状況

42年度 11社……KK大矢製作所ほか
41年度 15社……三洋電機KKほか

ク 展示会及び見本市等の開催

第8回鳥取県家具見本市ほか8開催

出品点数 1,075点

契約又は売上金額 344,499千円・120件

5 指摘事項

(1) 財務に関する事務について

ア 県内業者の取引き、または企業誘致にあたって、その企業の信用調査を行なっているが、42年度に行なつたこの調査(50件)は、すべて在阪都道府県連絡協議会に依頼し、この経費は委託料から支出している。

当事務所は、上記協議会に毎年会費として負担金を納入しているが、この一環として協議会は一定の枠(3件)により各県の信用調査に充当することとしている。従つて、一定の枠以上の調査に要する経費についても、この負担金に加えて支出することが効率的であると思われるので検討されたい。

(2) 運営について

当事務所は、本県と大阪市及びこれが周辺都市との間における経済交流を促進し、本県の産業振興を図ることを目的として設置されたものであつて、その業務内容は極めて広汎多岐にわたつてゐる。しかしながら、県の経済出先機関としての性格からその運営の方向は激しい経済の動きの中にあつても、自づと限界のあるのは当然である。

関西経済圏の一翼として本県のあるべき姿をどのように育成するかは、本県の最も大きな課題の一つであると思われるので、当所の運営にあつては、特に大阪経済の動きを敏感にキヤッチし正確に伝える調査マシンの設置は、まず不可欠のものと考えられる。

物産特産等の業務は、つとめて業界・団体の企業意欲によることを本体として漸次これに切り換え、県は、情報活動と市場調査に専門職を配置し、経済基盤の整備と併行して柔軟性のある経済施策を行ない得るよう、その触角として大阪事務所の整備につとめ、本県と大阪市及びこれが周辺都市との間における経済交流を最も欠けているこの面からテコ入れによつて促進するよう検討を望む。

- 1 監査実施箇所名 北九州事務所
- 2 監査執行年月日 昭和43年5月31日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 伊藤武夫
同 河崎巖

4 概況

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技監	計	臨時職員	合計
定員	2	1				3		3
現員						3		3

(2) 予算の執行状況 (昭和43年4月30日現在)

ア 前渡資金の経理状況

科目	項目	資金前渡受額	支出額	備考
県外事務所	費	2,236,150	2,236,150	常時資金前渡
	水産振興費	40,000	40,000	資金前渡
観覧	費	20,000	20,000	"
	合計	2,296,150	2,296,150	

(3) 主な事務事業の実施状況

- ア 物産展開催 5回 (延32日) 出品者 49人
- イ 観光展開催 3回 (延17日) 売上金額 984,919円 參觀者 185,100人
- ウ 観光相談・案内 相談 449件 成立 353件 (10,245人)
- エ 商談による物産あつ旋 引きあい 19件 (画仙紙・半紙等) 成立 18
- エ 同上金額 255,222円

オ 青果物販売あつ旋

果実 なし外4品目 1,523,533,706円
そさい 白ねぎ外7品目 44,701,113円

5 指摘事項

(1) 財務に関する事務について

ア 水産加工品流通調査及び観光客誘致対策調査の経費60千円が、鳥取県会計規則第70条第1項第1号の資金前渡しによつて交付していたが該資金は110日～119日間当所に保有されていた。このような経費はその事業の性質上常時資金前渡しとして経理することが適当である。

1 監査実施箇所名 名古屋事務所

2 監査執行年月日 昭和43年6月19日

3 監査執行者 監査委員 浜田庄二

同 中田玉平

同 伊藤武夫

同 河崎 敏

4 概況

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	その他	計
定員			1
現員	1		1

(注) 1 昭和43年度から事務吏員の定員1名増となり、商務主任1名が配置され

た。

2 この他に観光連盟から1名、旅館組合から2名の職員が常駐している。

(2) 予算の執行状況

本事務所の予算は、本庁で経理執行されているが、その決算は下記のとおりである。

歳出予算決算額

科目	予算額	支出額	残
県外事務所費	1,206,658円	1,198,452円	8,206円
計	1,206,658	1,198,452	8,206

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 商工物資あつ旋実施

引合……102件 成約……97件 成約額……16,421千円

イ 主要展示会及び見本市

鳥取県味覚大会ほか11 売上金額……16,130千円

ウ 観光客あつ旋実績

紹介……1,177件 成立件数……989件 成立人員……12,098人

5 指摘事項

(1) 運営について

当事務所は本県諸物産の販売・受注・あつ旋のほか、市場の調査・観光宣伝等その業務は広範囲にわたつて行なわれているが、これらの業務活動の基幹となる通信費については、その相当部分を本庁関係各課に依存している状態である。連絡費以外の当所固有の通信費を増額して、当所の積極的な活動を支えるよう措置されたい。

00381

- 1 監査実施箇所名 自治研修所
- 2 監査執行年月日 昭和43年4月10日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 河崎 巖
- 4 概況

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	技能労務員	計
定員	(1)			6
現員	5		(1)	(2)

(注) () は兼務職員で内書である。

(2) 予算の執行状況
ア 歳入

科目	予算令達受額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円
自治研修所運営 委託事業収入	1,452,000	1,452,000	1,452,000	

イ 歳出

科目	予算令達受額 円	支出済額 円	残額 円
一般管理費	6,549,000	6,521,294	27,706
人事管理費	3,052,404	2,807,179	245,225
計	9,601,404	9,328,473	272,931

(3) 主な事務事業の実施状況
ア 研修実績

区分	2部(初級)		3部(吏員)		4部(監督者)		5部(専門)		合計	
	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員
県			2	98	14	221	5	255	21	574
市			1	53	14	194	8	311	23	558
町										
村										
合計	6	200	6	280	3	81	2	48	25	609
市町村	6	282	14	313	3	75	2	102	25	772
計	6	482	17	744	31	571	15	716	69	2,513

第5部(職場巡回)研修

1回 参加人員 県37人 市町村13人

5 指摘事項

(1) 財務に関する事務について

ア 当所の円滑なる運営を図るため設置されている鳥取県自治研修所運営審議会委員に対し、旅費は支給されているが報酬は支給されていない。「特別職の職員の給与に関する条例」第4条別表に掲げるところにより支給すべきものと認められるので善処されたい。

イ 当所の公有財産票に登録されている土地面積と財産台帳に登録の面積に21,75m²の不適合を生じている。なお建物の一部(廊下)が財産台帳に未登録である。早期に調査し整備されたい。

(2) 運営について

ア 当所施設の全面的拡充整備については、毎回の監査で指摘要望しているところである。現在当所の施設のほかに昭和40年度に建設された独身寮の教養施設52.8m²を第2研修館として使用しているが、吏員研修は現在の研修計画で毎年実施しても今後優に10ヶ年を必要

とする状態である。
 行政需要は増加し、その内容はますます専門化し、かつ複雑化するものと予想されるので、職員の質の一層の向上を目指して常に職員に研修の機会を与えるよう措置することが必要である。地方自治体職員の研修は長期化の傾向にあるので、施設の拡充整備に一層の配慮を望む。

1 職員研修は自治研修所運営審議会で決定された研修基本方針に従い行われ、昭和42年度に於ては一般研修、専門研修合せて69回(延日数207日、参加人員2,513名)実施されている。しかし乍ら研修内容の充実、研修の効率化を推進するため、専任講師として少なくとも行政法規関係担当職員の配置は必要である。自治大学の卒業者を卒業後若干期間専任の講師とする等の措置について検討された。

- 1 監査実施箇所名 東 部 福 祉 事 務 所
 - 2 監査執行年月日 昭 和 43 年 5 月 27 日
 - 3 監査執行者 監 査 委 員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 伊 藤 武 夫
同 河 崎 夫 巖
 - 4 概 況 同
- (1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	現業職員	計	非常勤職員	合計
定員						32		32
現員	32		1			33	5	38

(注) 非常勤職員は母子相談員3、嘱託医2である。

(2) 予算の執行状況 (昭和43年4月30日現在)

了 入

科 目	予算令議 受 額	調 定 額	収入済額	不 償 額	納 未 収 済 額	入 済 額
(一般会計) 分担金及び負担金	1,790,000 円	2,938,821 円	2,072,358 円	24,600 円	841,863 円	841,863 円
財 産 収 入	0	920	920	0	0	0
諸 収 入	135,000	566,385	304,390	0	261,995	261,995 円
(特別会計) 母子福祉資金貸付事業	4,900,000	6,348,915	5,149,154	0	1,199,761	1,199,761 円
合 計	6,825,000	9,855,041	7,526,822	24,600	2,305,619	2,305,619 円

了 出

科 目	予算令達受額	支 出 済 額	残 額
(一般会計) 総務費	1,143,777 円	1,124,546 円	19,231 円
社会福祉費	21,392,575	21,152,664	239,911
児童福祉費	14,981,543	14,523,381	458,162
生活保護費	134,854,814	128,181,206	6,673,608
災害救助費	3,000	220	2,780
(特別会計) 母子福祉資金貸付事業	12,166,000	10,237,800	1,928,200
合 計	184,541,709	175,219,817	9,321,892

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 生活保護

被保護世帯	被保護人員	保護費の内訳					その他	計	保護率 (千分比)
		生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	その他			
(1,001)	(2,435)	(6,986,486)	(249,526)	(816,436)	(11,855,494)	(376,750)	(20,282,495)	(8,579)	(19.8)
12,010	29,214	85,837,848	2,991,916	9,797,227	142,241,927	4,520,996	243,389,914		

(注) () 書は1カ月平均である。

イ 身体障害者福祉業務

相談指導	手帳の被交付者	補装具の交付・修理		更生医療		更生援護施設収容
		件数	金額	件数	金額	
971	2,477	223	1,986,730円	2	33,793円	21

ウ 精神薄弱者福祉業務

相談指導	登録者	援護施設収容	職類委託
260	298	42	2

エ 母子相談員の相談指導

生活一般	児童	生活援護	計
166	30	255	461

オ 母子福祉資金の貸付及び償還

(ア) 貸付

貸付金総額	新		規		総貸付額
	申付件数	金額	貸付件数	金額	
11,564,500円	173	8,548,000円	169	7,646,500円	178
					3,918,000円

(イ) 償還

現年度	収入		収入率	過年度	収入		収入率	平均収入率
	調定額	収入済額			調定額	収入済額		
5,581,232円	4,625,427円	82.9%	672,456円	314,658円	46.8%	79.0%		

- 1 監査実施箇所名 中部福祉事務所
- 2 監査執行年月日 昭和43年5月24日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 河崎 巖
- 4 概況

(1) 職員の配置状況

区分	事務職員	技術職員	現業職員	計	非常勤職員	合計
定員				25		25
現員	25			25	6	31

(注) 非常勤職員は母子相談員2、家庭相談員2、嘱託医2である。

(2) 予算の執行状況 (昭和43年4月30日現在)

ア 歳 入

科 目	予算令達受額	調定額	収入済額	不納額	収入額
(一般会計) 分担金及び負担金	720,000	981,730	882,900	0	98,830
財産収入	0	3,300	3,300	0	0
雑収入	20,000	288,075	186,607	0	101,468
(特別会計) 母子福祉資金貸付事業	3,907,000	4,465,175	4,350,760	0	114,415
合 計	4,647,000	5,738,280	5,423,567	0	314,713

イ 歳 出

科 目	予算令達受額	支出済額	残 額
(一般会計) 総務	355,000	354,998	2
社会福祉	18,709,307	18,656,048	53,259
児童福祉	10,342,709	9,708,914	633,795
生活保護	76,973,320	74,895,521	2,077,799
災害救助	6,000	6,000	0
(特別会計) 母子福祉資金貸付事業	7,111,000	6,536,500	574,500
合 計	113,497,336	110,157,981	3,339,355

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 生活保護

被保護世帯	被保護人員	保 護 費 の 内 訳					計	保護率 (千分比)	
		生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	その他			
(582)	(1,298)	5,957,752	158,479	379,770	5,992,696	158,778	(10,647.747)	(8,221)	(17.8)
6,408	14,278	45,535,276	1,743,277	4,177,470	65,919,665	1,746,568	117,122,254		

(注) 1 この調へは昭和42年4月から昭和43年2月までのものである。

2 () 書は1ヵ月平均である。

イ 身体障害者福祉業務

相談指導	手帳の被交付者	補装具の交付・修理		更生医療		更生援護施設収容
		件数	金額	件数	金額	
4,168	1,719	244	1,618,000円	2	129,665円	25

ウ 精神薄弱者福祉業務

相談指導	精神弱者推計	援護施設収容	職親委託
245	2,070	32	0

エ 母子相談員の相談指導

生活一般	児童	生活援護	計
132	42	109	283

オ 母子福祉資金の貸付及び償還

(ア) 貸付

貸付金総額	新		規		継続貸付額
	申付件数	金額	貸付件数	金額	
6,428,500円	95	5,203,500円	92	4,688,500円	1,740,000円

(イ) 償還

現年度収入額	現年度収入率	過年度収入額		平均収入率
		収入額	収入率	
4,415,107円	98.0%	42,438円	13.457%	97.4%

- 1 監査実施箇所名 西部福祉事務所
 - 2 監査執行年月日 昭和43年5月15日
 - 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 河崎巖
 - 4 概況
- (1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	現業職員	計	非常勤員	合計
定員				28		28
現員	28			28	5	33

(注) 非常勤職員は母子相談員3、嘱託医2である。

(2) 予算の執行状況 (昭和43年4月30日現在)

ア 歳入

科目	目	予算令達受	調定額	収入済額	不欠納額	収未納額	入済額
(一般会計)	分担金及び負担金	1,991,000円	2,305,841円	2,056,051円	27,504円	220,286円	
	諸収入	95,000円	213,935円	155,374円	866円	57,695円	
(特別会計)	母子福祉資金貸付事業	4,800,000円	6,074,709円	4,858,733円	0円	1,215,976円	
合	計	6,886,000円	8,592,485円	7,070,158円	28,370円	1,493,957円	

イ 歳出

科目	目	予算令達受額	支出済額	残額
(一般会計)	総務費	1,463,278円	1,427,986円	35,312円
	社会福祉費	25,704,138円	25,654,441円	49,697円
(特別会計)	児童福祉費	7,465,205円	6,905,266円	559,939円
	生活保護費	87,347,080円	81,703,386円	5,643,694円
合	災害救助費	6,000円	6,000円	0円
	母子福祉資金貸付事業	11,175,000円	9,817,000円	1,358,000円
合	計	133,160,701円	125,514,059円	7,646,642円

(3) 主な事務事業の実施状況
ア 生活保護

被保護世帯	被保護人員	保 護 費 の 内 容						保 護 率 (千分比)
		生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	その他	合計	
(677)	(1,556)	(4,230,683)	(479,355)	(360,741)	(8,390,245)	(182,128)	(13,345,151)	(16.97)
8,130	18,673	50,788,204	2,152,262	4,328,902	100,882,916	2,185,535	160,117,823	

(注) () 書は1カ月平均である。

イ 身体障害者福祉業務

相談指導	手帳の被交付者	補装具の交付・修理		更生医療		更生医療施設収容
		件数	金額	件数	金額	
3,563	2,197	166	1,887,000円	3	53,627円	15

ウ 精神薄弱者福祉業務

相談指導	精神者指計	登録者	援護施設収容	職類委託
362	2,280	209	25	2

エ 母子相談員の相談指導

生活一般	児童	生活援護	計
85	90	545	720

オ 母子福祉資金の貸付及び償還

(ア) 貸付

貸付金総額	新		規		継続貸付	
	申付件数	金額	貸付件数	金額	件数	金額
9,542,000円	150	6,475,000円	140	5,423,000円	186	4,119,000円

(イ) 償還

現年度	収入済額	収入率	過年度	収入済額	収入率	平均
5,261,133円	4,607,881円	87.6%	635,235円	206,974円	32.6%	81.7%

各福祉事務所共通指摘事項

1 財務に関する事務について

(1) 児童福祉費負担金の徴収にあたり、同一世帯から2人以上の児童が措置されている場合の取扱いは、児童福祉法第56条の規定による措置費負担金の取扱要領に「第1子については基準額により、その他の児童については加算基準額によりそれぞれ決定する」と定められているが、同一世帯から2人の児童が異なった施設に措置された場合、第2子について加算基準額を徴収している事務所(東部・西部)とそれぞれ基準額を徴収している事務所(中部)とがある。統一見解の下に適正な徴収額の決定をされたい。

(2) 母子福祉資金償還金が納期日経過後に納入された場合の違約金は、母子福祉資金の償還等の事務取扱要領により10円以上となるものにつ

00387

いて徴収しているが、納入通知を行なうに要する経費等を考慮して、最低限度額を引き上げることについて検討されたい。

2 運営について

(1) 老人福祉に関する事務は、昭和38年老人福祉法が施行されて以来年々増加しているが、各福祉事務所とも精神薄弱者福祉司が兼務で行なっている。老人福祉法では老人福祉の業務に従事する社会福祉主事を置かなければならないことと規定されており、また、老人人口は増加の傾向にもあつて、老人福祉行政の充実を要求されていること等から、専任の社会福祉主事を配置されるよう望む。

(2) 養護老人ホーム県立母来寮の収容者のなかには、特別養護老人ホームに収容するのが適当と思われる老人が約20% (25人前後) を占めていて、運営上の隘路となつており、また、別途に行なわれた調査 (昭和42年12月県の調査) では、県下に特別養護老人ホーム収容対象者が約300人あるとされているので、特別養護老人ホームの設置について検討されるよう望む。

- 1 監査実施箇所名 県立母来寮
- 2 監査執行年月日 昭和43年5月29日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 河崎 巖
- 4 概況

(1) 職員の配置状況

区分	事務職員	技術事務	現業職員	計	臨時職員	合計
定員				18		18
現員	3	2	13	18		18

(2) 予算の執行状況 (昭和43年4月30日現在)

科 目	予算令達受額 円	調 定 額 円	収 入 済 額 円	収入未済額 円
弁 償 計	2,699,000	5,027,855	5,027,855	0
合 計	2,699,000	5,027,855	5,027,855	0

イ 歳 出

科 目	予算令達受額 円	支 出 済 額 円	残 額 円
社会福祉費 総務管理費 計	26,545,628 573,000 27,116,628	25,276,184 572,872 25,849,056	1,267,444 128 1,267,572

(3) 主な事務事業の実施状況
ア 収容保護の状況

性別	定員	42年 年 末 在 3 月 現 在		転 出	死 亡	43年 年 末 在 3 月 現 在		年 令 別			
		現	在			40~59	60~69	70~79	80~89	90以上	
男	62	23	17	6	62	3	17	29	13		
女	75	30	15	16	74	4	22	28	19		
計	150	137	32	22	136	7	39	57	32		1

5 指摘事項

(1) 組織運営について

ア 当施設で死亡して引取人のない遺骨が霊安室に保管されているが、このままでは墓地、埋葬等に関する法律に抵触する疑いがあるので、これが保管、管理の方法について検討善処されたい。

イ 養護老人ホームとしての当所の施設に、特別養護老人ホームに収容すべきものと思われる者約20%が収容されている。本県に特別養護老人ホームの施設のないことに基因する臨時措置と思われるが、運営に当たつてその取扱いは基本的に基本的事業のあるものを予算的には同一に取扱つてゐる矛盾もあつて当所運営上の大きな隘路となつてゐる。県内における特別養護を必要とする老人の実態とも関連せしめて本施設の根本的な在り方について検討されるよう望む。

- 1 監査実施箇所名 県立岩井長者寮
- 2 監査執行年月日 昭和43年7月5日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
- 4 概況

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	現業職員	計	非常勤員	合計
定員	2	(1)			5	8	(1)	8
現員		1				8	2	(1) 10

(注) () 書は兼務職員で外書とする。

(2) 予算の執行状況

ア 歳入

科目	予算合連受額	調定額	収入済額	収入未済額
使用料	円 4,120,000	円 3,861,013	円 3,861,013	円 0

イ 歳出

科目	予算合連受額	支出済額	残額
総務管理費	円 233,916	円 233,916	円 0
社会福祉費	11,695,750	11,458,280	237,470
合計	11,929,666	11,692,196	237,470

(3) 主な事務事業の実施状況

収容状況

性別	定員	昭和42年		昭和43年		年 令 別				
		3月末現在	転入	転出	3月末現在	転入	転出	60~69	70~79	80~89
男	17	11	6	22	5	13	4			
女	25	15	12	28	5	16	7			
計	50	42	26	50	10	29	11			

5 指摘事項

(1) 財務に関する事務について

ア 歳入調定簿の様式を会計規則第60号様式と異なつた様式によつてゐる。別の様式を定める場合には、知事の承認を受けて行うべきである。

イ 昭和42年4月1日より使用料の額が改訂されたが、社会福祉施設

の設置及び管理に関する条例の附則で「この条例施行の際現に鳥取県立岩井長者寮を利用している者に係る使用料の額の決定については、この改正により著しい変動のないよう措置するものとする。」と規定されており、昭和42年3月以前より引続き入寮しているもので、岩井長者寮管理規則第9条第1号で定める特別減免者(11名)に対しては、この附則が適用され、その他の入寮者に対しては新料金で徴収されていた。
 使用料の改訂が「著しい」とも思われないので附則の適用には入寮者に公平に行なうようさらに検討されたい。

- 1 監査実施箇所名 中央児童相談所
- 2 監査執行年月日 昭和43年5月6日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
- 4 概況 (1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	現業職員	計	非常勤員	計
定員	13	(1)	1	14	(1)	14
現員		1		15	3	18

(注) () は兼務(内書)である。

(2) 予算の執行状況(昭和43年4月22日現在)

ア 歳入

科目	予算令達受額	調定額	収入済額	収入未済額
雑入	円	29,350	円 29,350	円 0

イ 歳出

科目	予算令達受額	支出済額	残額
総務管理費	272,000	円 271,977	円 23
社会福祉費	9,000	、9,000	0
児童福祉費	39,611,290	39,391,230	220,060
合	39,892,290	39,672,207	220,083

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 児童相談処理状況

訓戒指導	指導委託 児童福祉司	里親委託 児童委員	児童福祉施設に					他機関 あつ旋	面接指導 一回以上	その他	合計				
			乳児院	養護施設	精神通園施設	盲ろうあ施設	肢体不自由施設								
114	11	1	1	5	24	18	3	9	23	12	10	23	1,282	91	1,627

イ 児童の一時保護状況

区分	分	一時保護所	委託一時保護	合計
実延	人員	142	65	207
延	人員	998	715	1,713

ウ 保健婦の在宅重症心身障害児訪問指導状況

対象児童数 (43.3.31現在)	年 令 内 訳				性 別	訪 問 指 導 回数 児童1人当 平均回数
	0~4	5~9	10~14	15~18		
44	11	16	11	6	男 25 女 19	182 3.2

5 指摘事項

(1) 財務に関する事務について

民間施設収容児童に対して年度末に1人当たり491円04銭相当の被服(下着類)が鳥取子ども学園外に交付されていたが受領書の徴されていないものが散見された。受領書を徴するようにされたい。

1 監査実施箇所名 倉吉児童相談所

2 監査執行年月日 昭和43年6月26日

3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 伊藤武夫
同 河崎巖

4 概況

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	現業職員	計	非常勤職員	合計
定員				7	7	7
現員	7			7	3	10

(2) 予算の執行状況

ア 歳入

科 目	予算令達受領額	調定額	収入済額	収入未済額
雑入	円	円 220	円 220	円 0

イ 歳出

科 目	予算令達受領額	支出済額	残 額
総務管理費	円 138,000	円 138,000	円 0
児童福祉費	25,857,468	25,857,468	0
合 計	23,995,468	23,995,468	0

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 児童相談処理状況

訓 戒 指 導	指導措置		児童福祉施設に入所				面接指導		その他	合 計				
	社会福祉士	児童委員	親委託	乳児院	養護施設	精神施設	盲ろうあ施設	不自由施設			機関あつ旋	二回以上	一回	
24	1	1	2	2	16	9	7	13	5	6	10	65	19	780

イ 児童の一時保護状況

区分	分	一時保護所	委託一時保護	合 計
実人員		59	44	103
延		493	379	872

5 指摘事項

(1) 財務に関する事務について

ア 一時保護児童に対する給食用物品で、購入後直ちに消費する給食物品の取扱については昭和41年1月20日発出第18号「給食用物品事務取扱要領」により物品整理簿(かい長において定めた受払簿)で整理することになっているにもかかわらず物品整理簿が整備されていない。また、前記取扱要領第4条によると給食物品の物品出納簿の登記は物品事務取扱規則第11条ただし書によるものとし、出納員は物品購入伺書に物品取扱主任の受領印を徴することとなつているが徴されていない。同取扱要領の定めるところにより適正な事務処理を行なわれたい。

(2) 運営について

ア 当所に配置されている心理判定員は1人で、保育専門学院の講師をも兼ねている。そのため判定業務に支障を来す場合が時に生じているので、他の相談所との関連からこれが整備について検討善処されるよう望む。

- 1 監査実施箇所名 米子児童相談所
- 2 監査執行年月日 昭和43年4月12日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 伊藤武夫
同 河崎夫藏

4 概況

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	現業職員	計	非常勤員	合計
定員			1	10		10
現員	11			12	4	16

(2) 予算の執行状況(昭和43年3月31日現在)

ア 歳入

科目	目	予算合達受額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円
使用料			2,961	2,961	0
財産売却収入			3,607	3,607	0
雑収入			167	167	0
合計			6,735	6,735	0

イ 歳出

科目	目	予算合達受額 円	支出済額 円	残額 円
総務管理費		2,686,044	2,665,439	20,605
児童福祉費		42,095,942	40,759,582	1,336,360
合計		44,781,986	43,425,021	1,356,965

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 児童相談処理状況

訓 戒 指 導	指 導 委 託 児 童 福 祉 社 司	里 親 委 託 児 童 委 員	児童福祉施設に入所						他 機 関 あ つ 旋 回 以 上	面 接 指 導 一 回 以 上	そ の 他	合 計			
			乳 児 院	養 護 施 設	精 神 療 養 施 設	精 神 通 園 施 設	盲 ろう お 施 設	肢 体 不 自 由 施 設					教 護 院		
106	1	5	1	6	15	14	6	2	13	11	2	22	954	19	1,177

1 児童の一時保護状況

区 分	一 時 保 護 所	委 託 一 時 保 護	合 計
実 人 員	134人	35人	189人
延 人 員	700	480	1,180

5 指摘事項

(1) 財務に関する事務について

ア 燃料購入(混合油)で注油伝票と原符とに数量の相違しているものが見受けられた。注油券は必ず取扱責任者が記入し数量に誤記のないようにされたい。

イ 児童の一時保護を他に委託した場合の委託料に重複払いがあった。是正されたい。

- 1 監査実施箇所名 婦人相談所
県立婦人寮
- 2 監査執行年月日 昭和43年5月6日

3 監査執行者

監査委員 浜田庄二
同 中田玉平

4 概況

(1) 職員の配置状況

区 分	事 務 吏 員	技 術 吏 員	事 務 員	計	非 常 勤 員	合 計
定 員				5		5
現 員	5		1	6	2	8

(2) 予算の執行状況(昭和43年3月31日現在)

ア 歳入

科 目	予 算 令 達 受 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
貸付金元利収入	211,000円	714,282円	447,981円	266,301円
雑収入	47,000	32,536	30,511	2,025
合 計	258,000	746,818	478,492	268,326

イ 歳出

科 目	予 算 令 達 受 額	支 出 済 額	残 額
総務管理費	1,105,776円	1,070,542円	35,234円
社会福祉費	8,098,980	7,260,397	838,503
合 計	9,204,676	8,330,939	873,737

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 相談業務の状況

取扱区分	更正相談	資金相談	結婚相談	就職相談	医療相談		生活相談	その他	合計		
					病気の治療	妊娠の処置					
婦人相談所	31	4	3	8	4	3	6	29	6	2	116
相談員	4	—	—	2	—	—	9	15	5	—	40
談話員	14	—	—	1	—	—	4	6	—	5	27
倉米	10	—	—	—	—	—	1	2	—	—	18
吉子	17	—	—	1	1	—	3	7	—	—	36
港	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	76	4	3	12	5	3	23	59	15	2	237

イ 一時保護及び措置の状況

定員	実人員	延人員	措置	置 置 の 状 況			計
				職 職	関係機関へ移送	その他	
15	36	601	11	2	2	18	34

ウ 婦人寮の入退寮状況

定員	年度当初在寮者	入寮	退寮	42年度末在寮者	42年度末在寮者	42年度末在寮者
15	5	18	17	6	—	1,942

5 指摘事項

- (1) 財務に関する事務について
 ア 婦人更生資金貸付金の償還事務について、貸付台帳の整備不十分
 なため償還金の調定時期を誤っているものがあつた。的確な事務処

理に留意されたい。

- 1 監査実施箇所名 県立喜多原学園
- 2 監査執行年月日 昭和43年4月12日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 河崎巖

4 概況

(1) 職員の配置状況

区分	分員	事務吏員	技術吏員	事務員	現業職員	計	非常勤職員	合計
定員	14	1	3	3	21	21	6	27
現員	14	1	3	3	21	21	6	27

(注) 事務員3名のうちに通33時間勤務の非常勤教母1名を含む。

(2) 予算の執行状況 (昭和43年3月31日現在)

了 入

科目	目 目	予算合達受額	調 定 額	収入済額	収入未済額
雑 入	財産売却収入	円	円 300	円 300	円 0
	雑 入	293,000	446,407	411,302	35,105
合 計		293,000	446,707	441,602	35,105

了 出

科 目	予算令達受額	支 出 額	残 額
總務管理費	44,000	43,999	1
児童福祉費	34,104,588	26,425,764	7,678,824
合 計	34,148,588	26,469,763	7,678,825

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 収容児童の年齢別状況 (43.3.31現在)

性別	年齢											計
	8	9	10	11	12	13	14	15	16	計		
男	1	1	9	7	1	7	16	21	1	64		
女	0	0	0	2	2	0	4	2	1	11		
計	1	1	9	9	3	7	20	23	2	75		

イ 収容児童の入所理由別状況 (43.3.31現在)

種別 性別	理由											計
	窃盗 (盗み)	家外 出泊	放 浪	意 学	粗 暴	強反 情抗	空 巢	性非 的行	不交 純友	弄 放火	計	
男	52	2	1	4	1	1	1	1	1	64		
女	8	2	0	0	0	0	0	1	0	11		
計	60	4	1	4	1	1	1	1	1	75		

5 指摘事項

(1) 財務に関する事務について

ア 備品購入費で丸鋸昇降機外が購入されていたが、契約書に保証期間の特約条項が明記されていない。機械器具等重要備品の購入契約

には、かし担保の条件を付して契約の締結を行なうようにされた
い。
イ 学園敷地と隣接地の境界(元伯仙町所有地)に不明確なところがある
るので、早急に境界を明確にし、財産の管理に万全を期せられた
い。

ウ 職業補導(木工)で製作された生製品の引継及び処分の手続きが
行なわれていない。物品事務取扱規則に定める手続きをとらねたい。

(2) 運営について

ア 当学園において使用する水は、400m 下方に在る学園用揚水ポン
プを唯一の水源として利用しており、火災の場合にはその消火活動
に多くの期待をもてない実状にある。学園の立地条件からも、防火
用貯水池の設置について配慮されるよう望む。

イ 収容児の特質の一つとして、他と比べ情緒の欠けている点があげ
られている。音楽、図画、家庭等の技能教育について、何等かの形
で専門の指導員を配置することについて検討されるよう望む。

- 1 監査実施箇所名 県立皆成学園
- 2 監査執行年月日 昭和43年4月30日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
- 同 中田玉平
- 同 河崎 敏

4 概 況 (1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	現業職員	合計
定員	35				6	39
現員						39

(2) 予算の執行状況 (昭和43年3月31日現在)

ノ 歳 入

科 目	予算令達受額	調 定 額	収入済額	収入未済額
財産売払収入	35,000	44,715	44,715	0
雑 入	1,344,000	1,352,896	1,259,850	103,046
合 計	1,379,000	1,407,611	1,304,565	103,046

ノ 歳 出

科 目	予算令達受額	支 出 済 額	残 額
給務管理費	88,000	87,852	148
児童福祉費	43,100,340	39,421,939	3,678,401
合 計	43,188,340	39,509,791	3,678,549

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 精神薄弱児收容状況

性別	学年別						中学校			計	
	未就学	小学校1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年		3年卒業生
男	14	2	2	3	6	5	10	5	13	6	74
女	6	1	3	2	4	5	8	10	8	11	66
計	20	2	5	5	10	10	18	15	21	17	140

5 指摘事項

(1) 財務に関する事務について

ア 弁償金(職員の給食代)で給食届出書と、収入調書に添付されている給食内訳とに不突合が散見された。給食台帳を整備する等給食事実の把握に努められたい。

また、鳥大生、保専の学生の実習期間中の給食費を9月1日に学生より徴収しておきながら、担当職員が現金保管をし、21日に納付していた。会計規則により合規の手続により収納するようにされたい。

イ 收容児童の職業教育として農家等に指導委託を行なっているが、この委託料の支払に違算があつたので是正されたい。

- 1 監査実施箇所名 県立整肢学園
- 2 監査執行年月日 昭和43年5月15日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二

同 中田玉平
同 河崎 巖

4 概 況

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	現業職員	計	非常勤職員	合計
定員	10	29	1	11	13	64	4	68
現員						64	4	68

(2) 予算の執行状況 (昭和43年3月31日現在)

ア 歳 入

科 目	予算令達受額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額
使 用 料	35,133,000	35,785,881	25,807,813	9,978,068
手 数 料	3,000	6,400	6,400	0
財産売払収入	0	17,600	17,600	0
雑 合 計	952,000	497,780	454,310	45,470
	34,088,000	36,307,661	26,286,123	10,021,538

イ 歳 出

科 目	予算令達受額	支 出 済 額	残 額
総務管理費	325,275	325,275	0
児童福祉費	73,081,611	70,244,182	2,837,429
合 計	73,406,886	70,569,457	2,837,429

(3) 主な事務事業の実施状況
ア 肢体不自由児の入退園状況

定 員	前年度末現在	42 年 度 中		当年度末現在
		入 園	退 園	
150人	150人	47人	47人	150人

1 収容児童の病類調

C・P	ポ		骨 関 節 結 核	背 椎 脱 臼 半 身 不 用	そ の 他 の 関 節 疾 患	火 傷 (癩 損 傷)	外 傷	骨 髄 炎	先 天 性 股 関 節 脱 臼	先 天 性 内 反 足	そ の 他 の 先 天 性 疾 患	ク ル 病	骨 形 成 不 全	ペ ル ナ ス 氏 病	胎 児 軟 骨 化 骨 障 害	合 計	
	ア ナ ト ミ 型	そ の 他															
癩 直 性																	
33	41	7	81	15	5	4	1	6	3	2	21	1	3	1	2	4	1
																	150

ウ 外来患者延人員調

区 分	肢 体 不 自 由 児	一 般	計
延 人 員	316人	1,586人	1,902人

5 指 摘 事 項

(1) 財務に関する事務について

ア 外来患者に対する医療費の個人負担分については原則としてその都度現金領収されていたが、外来患者計算カードに記入洩れとなつ

ているものの取扱いいについては、後日現金を郵送させて領収を行なっているものが見受けられた。これらについては、会計規則第10条の定めるところにより調定を行ない、同規則第14条により納入通知書を送付して収納すべきである。

(2) 運営について

ア 医師2人の欠員補充については、従来から再三指摘したところであるが現在なお補充されていない。収容児は現在、重度児29人を收容しているほかC・P児の占める比率が54%で、増加の傾向にあるとともに次第に重度化している現状にあるので、早急に欠員医師を補充されるよう重ねて要望する。

イ 重度児に対する看護のため、昭和42年度から非常勤医療助手が2人配置されているが、看護に万全を期するため定数内職員を配置されるよう望む。

ウ 外来患者は昭和42年度に1,902人あるが、外来専任の看護婦等が配置されていない。このことは医療法並びに健康保険法の規定による看護婦等の基準人員に満たないものであり、また、収容児童は絶えず病床であるうえに前記のように次第に重度化しているので看護に万全を期するうえからも外来専任の看護婦等を少なくとも1人は配置されるよう望む。

エ 収容児童に伝染性の病気が発生した場合の隔離室を収容棟内に設けているが、隔離室は一般の収容棟から離れた場所に設ける等、その在り方について検討善処されたい。

- 1 監査実施箇所名 倉吉 職業訓練所
- 2 監査執行年月日 昭和43年6月26日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 河崎 巖

4 概 況

(1) 職員の配置状況

区分	事務職員	技術職員	事務職員	技術職員	現業職員	計	非常勤職員	合計
定員	4	7				11	4	15
現員						11		11

(注) 非常勤職員の4名は、講師1人、警備員2人、炊事婦1人である。

(2) 予算の執行状況 (昭和43年4月30日現在)

ア 歳 入

科 目	予算令達額 円	調定額 円	収入済額 円	不 欠 損 額 円	納 入 額 円	収 入 済 額 円
物品売払収入	0	13,820	13,820	0	0	245,888
生産物売払収入	0	1,815,482	1,553,577	16,017	16,017	245,888
計	0	1,829,302	1,567,397	16,017	16,017	245,888

イ 歳 出

科 目	予算令達受額 円	支出済額 円	残 額 円
総務管理費	80,009	80,009	0
職業訓練費	15,577,662	15,239,555	338,107
計	15,657,671	15,319,564	338,107

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 訓練生の入所状況

区分	定員	応募者	入所者	新規		失業者		一般		中途退学者	終了者
				卒業者	肄業者	中絶者	中高年者	中高年者	その他		
木工科ほか各科	110	157	104	84	10	1	1	9	8	96	

イ 訓練終了生の就職状況

区分	終了者数	就職			県内、県外の別		未就職者数	
		本職	本職外	自営	その他	県内		県外
木工科ほか各科	96	95				71	24	1

5 指摘事項

(1) 財務に関する事務について

ア 教材用として自動車部品エンジン、フレーム、デツキ等を購入し、実習により自動車を組立て、これを公用に使用していたが、生産品から備品への分類換が行なわれていなかった。物品事務取扱規則第26条の規定により処理されたい。

イ 郵便切手、不用品の物品出納簿が作成されていない。特に不用品については、決定のつど、出納簿に記入し受払を明確にするよう留意されたい。

- 1 監査実施箇所名 米子 職業訓練所
- 2 監査執行年月日 昭和43年6月11日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田 庄二

4 概況

同 中田 玉平
同 伊藤 武夫
同 河崎 巖

(1) 職員の配置状況

区分	事務史員	技術史員	事務員	技術員	現業職員	計	非常勤職員	合計
定員	4	14			1	19	6	25
現員						19		19

(注) 非常勤職員の6人は、講師4人、警備員2人である。

(2) 予算の執行状況(昭和43年4月30日現在)

ア 歳入

科目	目	予算令達受領額	調定額	収入済額	収入未済額
雑入	生産物売払収入	円 0	2,520,728	2,440,028	80,700
	不用品売払収入	円 0	59,858	59,858	0
	雑入	円 0	14,180	14,180	0
計		円 0	2,594,766	2,514,066	80,700

イ 歳出

科目	目	予算令達受領額	支出済額	残額
総務管理費		円 80,000	79,895	105
	職業訓練費	24,890,985	24,499,739	391,246
計		24,970,985	24,579,634	391,351

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 訓練生の入所状況

区分	定員	応募者	入所者	新規		失業保険受給		中高年		中途退所者	終了者
				学卒者	一般	中高年借置者	中高年一般				
木工科ほか7科	290	435	282	119	102	27	7	27	62	211	

(注) 終了者には第2機械工科9人(43.9修了予定)を除く。

イ 訓練終了生の就職状況

区分	終了者数	就職			職		県内、県外の別		未就職者数
		本職	本職外	自営	その他	県内	県外		
木工科ほか7科	211	179	3	18	6	170	36	5	

5 指摘事項

(1) 財務に関する事務について

ア 41年度生産収入未収金の繰越調定手続きを年度末(43.3.30)に行なっていたが、「税外未収金の繰越調定について」(39.3.31発会第72号)の通達により、未納額は出納閉鎖日の翌日(6月1日)に繰越調定手続きをするよう留意されたい。

イ 生産品の売却等にあつて、現物受取のため代金を持参した者に対し、納入通知書を発行して指定金融機関に納入させているものがあつた。会計規則第19条の規定により出納員が直ちに現金を収納するようその取扱いに留意されたい。

ウ 物品の購入及び不用品の売却にあつて、予定価格が庶務係長名で作成されていた。会計規則第127条の規定により、かい長において作成するよう留意されたい。

各 訓練所 共通事項

1 財務に関する事務について

ア 全国職業訓練所、訓練生作品展即売会において、売却された生産品の代金が手数料を控除した残額で調定収納されていた。手数料についても、相当額を歳出から歳入へ振替収入するよう留意されたい。

訓練所名	売却金額	手数料	差引収入額
倉吉	6,000	180	5,820
米子	3,300	99	3,201
計	9,300	279	9,021

イ 依頼による自動車の修理にあつて、直接訓練所において修理のできない箇所の取扱いが下記のとおり区々となつているので、統一見解のもとに事務処理の適正化について検討されたい。

倉吉……訓練所長が直接市中業者に委託(請書を作成している。)し、検収後歳出予算委託料から当該業者に支払をし、申込者からは、相当額を生産収入として歳入へ納付させている。米子……訓練所は業者の紹介のみを行ない、修理も代金決済も申込者と該業者の間で直接行なつていいる。

- 1 監査実施箇所名 農業試験場
- 2 監査執行年月日 昭和43年5月7日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
- 4 概況 同 中田玉平

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	現業職員	計	臨時職員	合計
定員	6	39			10	55	5	55
現員						55	5	60

(2) 予算の執行状況 (昭和43年4月30日現在)
ア 歳入

科目	目	予算令達受額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円
生産物売払収入		2,641,000	2,754,521	2,747,454	7,067
物品売払収入		0	35,046	35,046	0
雑収入		9,000	18,814	16,538	2,276
合 計		2,650,000	2,808,381	2,799,018	9,365

イ 歳出

科目	目	予算令達受額 円	支出済額 円	残 額 円
一般管理費		803,000	802,905	95
農業総務費		51,319,629	51,319,629	0
農業改良普及費		161,200	31,200	130,000
農業振興費		239,000	196,500	42,500
農作物対策費		555,750	518,170	37,580
農作物防疫費		140,000	60,000	80,000
農業試験場費		21,358,945	18,823,269	2,535,676
農業協同組合指導費		7,800	7,800	0
畜産振興費		12,000	12,000	0

農地総務費	開拓事業費	農地調整費	合 計
210,000	170,000	72,900	75,050,224
210,000	167,405	72,900	72,221,778
0	2,595	0	2,828,446

ウ 収入証紙取扱額 (農業手数料) 53件 54,500円

(3) 主な事務事業の実施状況

試験・研究項目	経 費	備 考
地力保全調査事業	1,708,900円	本 場
病害虫発生予察事業	1,332,500	”
二条大麦育種試験	1,236,996	東伯分場
草地利用による和牛経営確立試験	-1,100,000	本 場
農業構造改善地域における技術確定	847,000	”
麦葉枯性ならびに黄枯性病害防除試験	792,100	”
稲作中型機械技術確立試験	712,000	”
新除草剤実用化試験	350,000	”
農薬残留の緊急対策に関する試験	276,000	”

5 指摘事項

(1) 財務に関する事務について

ア 当場職員に貸し付けしている宿泊施設の電灯料金及び水道料金を2～5か月分にまとめて収納しているが、月ごとの計算により徴収すべきである。

イ 農業機械化実験集落設置事業で、「農家営農記帳手当」を委託料

の科目で支出(3戸)しているが、該経費は多分に謝金的性格のもので、報償費の科目に予算計上することが適当と思われる。検討されたい。

(2) 運営について

昭和28年度から昭和38年度までの間、実施した施設設定調査事業にかかると壤適正分級図及び土壤生産可能性分級図の作成については、前年度の定期監査報告で要望したところであるが予算編成上の事由により未作成であった。10年間にわたつて行なわれた該調査結果は、本県農業振興上の基本的な資料として広く活用されるべき性質のものと思われるので、前記分級図の印刷発行をすみやかに行なうため、これが経費の予算化について格段の配意をされるよう望む。

- 1 監査実施箇所名 果 樹 試 験 場
- 2 監査執行年月日 昭和43年5月20日
- 3 監査執行者 監 査 委 員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 伊 藤 武 夫

4 概 況

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技 能 員	計	臨時職員	合 計
定 員	3	12		5	2	22		22
現 員						22		22

(2) 予算の執行状況 (昭和43年4月30日現在)

科 目	予算令達受額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
物品売払収入	円 0	円 1,680	円 1,680	円 0
生産物売払収入	3,878,000	4,466,699	4,466,699	0
合 計	3,878,000	4,468,379	4,468,379	0

イ 歳 出

科 目	予算令達受額	支 出 済 額	残 額
一般管理費	円 287,000	円 287,000	円 0
農業総務費	18,133,335	18,133,335	0
農作物対策費	302,000	302,000	0
果樹試験場費	9,662,353	9,662,353	0
合 計	28,384,688	28,384,688	0

(3) 主な事務事業の実施状況

試 験 研 究 項 目	経 費	備 考
果実の品質向上試験	720,850円	本場、津ノ井分場、北条試験地、現地園4か所
果樹病害虫発生予察事業	709,207	本 場
黒斑病防除試験	216,380	"
和なしの結実安定化試験	200,410	"
品種導入試験	152,360	"
和なし育成系統の適応試験	154,250	"

5 指摘事項

(1) 財務に関する事務について

ア 生産品(なし、ぶどう)の売却に伴なう委託販売手数料を歳出科目より収入振替する手続が遅れていたものがある。また、この販売代金の調定時期が遅れていたものがあつた。事務の適期処理に留意されたい。

イ 果樹等作物病害虫発生予察地区予察員に対する報償費36,000円を支出命令の決裁をもつて支出負担行為があつたものとみなし支出しているが、支出命令は支出負担行為の確認に基づきなされなければならぬ(地方自治法第232条の3)ので留意されたい。

- 1 監査実施箇所名 食品加工研究所
- 2 監査執行年月日 昭和43年4月16日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 伊藤武夫
同 河崎 敏

4 概況

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技能員	労務員	計	警備員	臨時職員	合計
定員	(2)	5					7	(2)	2	7(2)
現員	2						7		2	11

注() 書は兼務者

(2) 予算の執行状況(昭和43年3月31日現在)

ア 歳入

科目	予算合達受額	調定額	収入済額	収入未済額
生産物品売上収入	90,000	92,311	92,311	0
合 計	90,000	92,311	92,311	0

イ 歳出

科目	予算合達受額	支出済額	残 額
一般管理費	49,000	38,853	10,147
農業総務費	6,940,389	6,929,686	10,703
食品加工研究所費	4,186,315	3,749,346	436,969
農業構造改善事業費	21,860	21,860	0
合 計	11,197,564	10,739,745	457,819

ウ 収入証紙取扱額(農業手数料) 4,600円

(3) 主な事務事業の実施状況

試験研究項目	経費	備考
特産果実そそいの貯蔵方法の改善開発に関する研究	1,157,440円	
20世紀梨の冷蔵試験	1,120,411	
特産物の新しい加工利用方法の開拓に関する研究	309,959	
加工食品の品質向上に関する研究	302,500	

5 指摘事項

(1) 財務に関する事務について

00403

ア 境港市からの借受不動産（土地）34,288 m^2 のうちには緩衝用地4,992 m^2 があるが、このうち1,592 m^2 は田に用途変更されている。鳥取県公有財産事務取扱規則第21条及び第7条に基づき、その借受不動産の使用目的及び原形の変更にかかる部内的な手続きを行なわれない。なお、借受不動産にかかる「不動産等借受簿」（同規則第38条）を備え、その借受状況を明らかにしておきたい。

(2) 組織運営について

ア 当所及び農業試験場西伯分場は地理的に不便なため、常時相当量の重油、石油及び農薬（毒劇薬物）を保有しているが保管施設がなく、当所の建物内に貯蔵して取り扱われている。危険物の貯蔵、取り扱いの法規に触れることにもなるので収納保管施設を整備された。

イ 国の委託により、昭和41年度と昭和42年度において20世紀梨のC A貯蔵実験調査（ガス濃度、産地別、包装別の貯蔵性）を行なったが、これにつづくものとして果実の輸送、梱包についての実験調査は行なわれず、両年度をもつて一応打ち切りとなつている。本県特産梨の有利販売を確保するためにも、また、低温流通施設機構の一般化に備え、県独自で前記課題について調査研究を行ない、本県梨の商品化を高めるためその技術的輸送体系の確立を計ることについて善処するように望む。

- 1 監査実施箇所名 畜産試験場
- 2 監査執行年月日 昭和43年5月20日

3 監査執行者 監査委員 浜田庄二

同 中田玉平
同 伊藤武夫
同 河崎巖

4 概況

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	現業職員	計	臨時職員	合計
定員						25		25
現員	4	12			7	23		23

(2) 予算の執行状況（昭和43年4月30日現在）

了歳入

科	科目	予算令達受額	調定額	収入済額	収済額
イ 歳出	農林水産業使用料	1,382,000	1,506,720	1,506,720	0
	農林水産業手数料	500,000	647,200	647,200	0
	物品売払収入	30,000	20,500	20,500	0
	生産物売払収入	5,200,000	5,358,141	5,358,141	0
	家畜販売収入	4,447,000	4,119,505	4,119,505	0
	雑収入	0	40,823	40,823	0
	合計		11,359,000	11,692,889	11,692,889

科	科目	予算令達受額	支出済額	残額
イ 一般管理費		1,241,000	1,241,000	0

人事管理費	66,000	6,600	0
農業試験場費	322,000	321,965	35
畜産総務費	21,495,944	21,495,944	0
畜産振興費	3,321,750	3,321,490	260
畜産保健衛生費	96,000	96,000	0
畜産試験場費	16,546,545	16,538,941	7,604
畜産収場費	5,683,912	5,683,912	0
合計	48,713,751	48,705,852	7,899

(3) 主な事務事業の実施状況

試験研究調査項目	経費
和牛屋外肥育試験	1,940,839
自給飼料栽培事業	3,526,527
乳牛幼令肥育試験	750,919
乳牛改良事業	2,351,288
乳用種雄牛性能調査	840,000
乳牛粗飼料給与試験	470,555

5 指摘事項

(1) 財務に関する事務について

ア 行政財産として当該が管理している人工授精舎(1棟97.52m²)及び種牡牛舎(1棟390.107m²)は、種畜場が当該内に設置されたため、事実上種畜場がこれらを使用し、かつ、管理している。行政財産の移動の場合は、公有財産事務取扱規則第2条第1号に定める「所属換」の事務手続を行ない、財産票を整備してその所属を明確

にする必要がある。なお、同規則第42条の手続きを併せて行なうべきである。
 イ 当該敷地内に設けられている公舎及び職員宿舎は建築以来約40年を経過し、その間の損傷がひどく、かつ、老朽化している。職務に専念させるための環境づくりとして、種畜場及び果樹試験場と併せて当該敷地内に職員の公舎及び宿舎を順次計画的に建設するよう配意されたい。

- 1 監査実施箇所名 中小家畜試験場
- 2 監査執行年月日 昭和43年4月16日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 伊藤武夫
同 河崎 敏

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技能労働員	計	臨時職員	合計
定員						24		24
現員	4	16			3	23		23

(2) 予算の執行状況 (昭和43年3月31日現在)

ア 歳入

科目	予算令達受額	調定額	収入済額	収入済額
農林水産業手数料	50,000	49,000	49,000	0
物品売払収入	0	11,150	11,150	0
生産物売払収入	3,145,000	2,691,001	2,567,143	123,858
家畜売払収入	9,882,000	10,550,632	10,550,057	595
計	13,077,000	13,301,783	13,177,330	124,453

4 歳出

科目	予算令達受額	支出済額	残額
一般管理費	991,000	936,726	54,274
畜産総務費	21,249,155	21,141,733	107,422
畜産振興費	541,000	473,520	67,480
中小家畜試験場費	18,168,630	16,972,110	1,196,520
計	40,949,785	39,524,089	1,425,696

(3) 主な事務事業の実施状況

試験項目	経費	備考
飼料の給与方法(回数)が種雌豚に及ぼす影響について	2,673	養豚科
放飼方法による肉豚の肥育試験	693	"
肉豚給与基準の確立に関する試験	660	"
肉豚飼育における1頭当り床面積が発育及び飼料要求率等に及ぼす試験	514	"
不断給餌と断餌との組み合わせが肉豚の発育に及ぼす試験	450	"
肉豚の殺適期に関する試験	336	"
肉用雌種鶏の制限給餌試験	3,272	養鶏科

肉用母鶏に対する省力給飼試験	1,300	"
採卵鶏に対する省力給飼試験	707	"
ひなに対する光線管理試験	200	"
ひなの飼養密度と給餌器長の試験	150	"

5 指摘事項

(1) 財務に関する事務について

ア と畜検査、豚コレラ及びビニョーカウイルス病予防注射等にかかる当該手数料の免除の申請手続きと、当該手数料の免除許可を鳥取県手数料徴収規則第4条第1項に基づき行なわれているが、同規則の解釈上その必要はない。

イ 耕うん機ほか10点の売却にあたり、予定価格を設定せずして業者の見積書の価格をもつて処分していた。予定価格を設定して行なうべきである。なお、売却処分が随意契約で行なわれているが、このことについては検定所5の(1)、イの項で述べたとおりである。

ウ 子豚の売却価格決定に当り、売却価格6,000円(20%以下)の処分の場合、その価格の評定内容が不明確である。評定基準を明定されたい。なお、試験研究の用に供した豚肉については、「農林水産関係研究機関等における生産品事務要領の制定について」第三、2により受払簿を設けて、出納の記録を明確にされたい。

エ 季節的雇用人夫にかかる支出負担行為を1か年分一括して年度当初において行なわれているが、支出負担行為は予算令達受額の限度において行なうべきである。

(2) 運営について

(1) 昭和43年3月31日現在における当場の豚飼育数は184頭(成豚35、小豚149)、鶏飼育数は3,301羽(中びな579、食鶏715、成鶏2,007)で、家畜類売払収入及び生産物売払収入(鶏卵)計1,317万7,000円の収入をあげ、場の運営に要した歳出総額の三分の一をこれらでまかなっている。しかるに、これら多数の豚、鶏の飼育に当る畜産技術は夫々一名で、養鶏科にあつては女子である。これは勢い、研究員、技師が夫々のもつ試験研究、技術指導等の本来の任務を、豚、鶏の飼育のため、割くことを余儀なくされ、場の運営に大きな支障を来たしている。職員の配置に当つては、セツト配置による場運営の効率化について配慮されるよう望む。

- 1 監査実施箇所名 県立農業経営大学校
- 2 監査執行年月日 昭和42年5月21日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 伊藤武夫
同 河崎巖
- 4 概況

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技 術 能 力 者	計	臨時職員	合計
定員	(1)	10		1	3	19 (1)	1	19 (1)
現員	4					18		19 (1)

注() 書は、内数で兼務

(2) 予算の執行状況(昭和43年4月30日現在)

科	目	予算令達受額	調定額	収入済額	収入未済額
不動産	売払収入	5,000	5,200	5,200	0
物品	売払収入	10,000	9,000	9,000	0
生産物	売払収入	9,147,000	9,888,011	9,888,011	0
家畜類	売払収入	1,415,000	1,438,977	1,438,977	0
農業経営	大学校授業料	180,000	192,000	192,000	0
雑	入	358,000	222,654	222,654	0
合	計	11,115,000	11,755,842	11,755,842	0

イ 歳出

科	目	予算令達受額	支出済額	残額
一般	管理費	343,000	343,000	0
農業	総務費	16,622,466	16,515,383	107,083
農業	改良普及費	25,000	25,000	0
農業	振興費	80,000	80,000	0
農業	構造改善事業費	3,221,000	2,541,820	679,180
農業	経営大学校費	21,897,718	20,985,635	912,083
合	計	42,189,184	40,490,838	1,698,346

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 県立農業経営大学校設置課程及び入学状況

課 程	収 容 定 員	応 募	入 学 決 定	入 学 者
本 科	50	男 24 女 12	21	21
実 科	30	29	29	11
計	80	65	62	28
				60

4 昭和42年度研修事業実施状況

研 修 事 業 名	実 施 回 数	実 日 数	定 人 員	延 人 員
農 業 専 修 学 園	3	21	44	308
農 業 機 械 化 研 修	3	44	73	1,202
経営技術研修(養豚、稲作、和牛)	3	15	42	210
農村女子青年生活講座	1	8	99	72

5 指摘事項

(1) 財務に関する事務について

ア 家畜類の委託販売に伴なう市場販売手数料を歳出科目より、収入振替する手続きが遅れていたものがある。適期に行なわねたい。

イ 鶏卵の売却代金で、納入指定期限を超過して収入されていたものがある。また、売買契約書第4条に基づく計算書の送付並びに調定事務が遅れていたものがある。事務の適期処理に留意されたい。

ウ 生産物(豚豚、乳牛)の販売(委託)に当り、処分、決定同と生産品前渡伝票並びに販売代金の精算書に体重の記録のないものがある。目方は価格に直結する場合が多いので記録するように配慮されたい。

エ 昭和43年4月末までに購入契約した飼料代金3,581,450円のうちには、同一業者から同月内に購入した同一飼料で単価の高くなっているものがあつた。飼料給与設計に基づき飼料購入計画を立て、四半期ごとに購入契約を締結して発注する等予算の経済的執行に配慮されたい。

オ 職員住宅については、漸次新築されつつあるが、なお、既存の2戸の職員住宅は老朽が甚しく、台風、積雪期には危険でもある。実情を調査して優先的に措置するよう配慮されたい。

(2) 運営について

ア 当校の総務課は、課長ほか庶務主任、営農研修館兼務の主事各1名で本務のほか農業指導者養成所、専修学園、営農研修館等の管理にかかるとる諸業務を行なつていて、事務処理に支障を生じていることが明らかである。最少限度の要員(事務補助員等)の配置につき検討善処されるよう望む。

1	2	3	4
1 監査実施箇所名	種 畜 場		
2 監査執行年月日	昭和43年5月20日		
3 監査執行者	監査委員 浜 田 庄 二	同 中 田 玉 平	同 伊 藤 武 夫
4 概 況	同	同 河 崎	同 殿

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	現業職員	計	臨時職員	合計
定員	2	7		5		15		15
現員						14		14

(2) 予算の執行状況 (昭和43年4月30日現在)

科 目	予算令達受額	調 定 額	収入済額	収 入 済 入 額
家畜類売払収入	200,000	579,500	579,500	0
農業水産業手数料	8,465,000	8,614,100	8,614,100	0
合 計	8,665,000	9,193,600	9,193,600	0

イ 歳 出

科 目	予算令達受額	支 出 済 額	残 額
一般管理費	848,000	848,000	0
畜産総務費	12,750,935	12,747,661	3,272
畜産振興費	6,767,620	6,743,580	24,040
畜産試験場費	2,150,400	2,109,950	40,470
合 計	22,516,955	22,449,171	67,782

(3) 主な事務事業の実施状況
ア 精液採取および利用状況

種 別	生産数量	配布数量(A)	使用数量(B)	利用率(B):(A)
乳 牛	40,030本 13,184	39,638本 13,144	20,513本 7,704	51.8% 58.6
計	53,214	52,782	28,217	53.4

イ 精液凍結および利用状況

種 別	生産数量	配布数量(A)	使用数量(B)	利用率(B):(A)
乳 牛	19本	19本	18本	94.7%
和 牛	前年度繰越194 購入134 産440	48	48	100.0
計	787	67	66	98.5

5 指摘事項

(1) 財務に関する事務について

ア 種雄牛精液譲渡手数料収入で、納期限を約2か月〜3か月経過後に納付しているものがある。納期は厳守させられたい。

イ 申込者が配布を受けた牛の精液の使用を終わつたときは「農林水産関係試験研究機関等における生産品事務取扱要領」第九、六項の牛精液使用報告書により報告されているが、この報告書に使用数の記入洩れのもの、使用者名およびなつ印のないものがある。生産と結びつく第一段階の事務であるので厳に整備されたい。

ウ 畜産試験場が管理している人工受精舎(1棟)、種牡牛舎(1棟)の所属換については同場の項で述べたとおりである。なお、所属換後はすみやかに該行政財産「財産票」を整備し、公有財産事務取扱規則第42条(公有財産の増減通知)の手続きを行なわれたい。

(2) 運営について

ア 昭和42年度における種雄牛の設置は乳牛14頭、和牛1頭で、これから生産される液状精液の利用率は乳牛51.8%、和牛58.6%である。これを種雄別にみると、中には例年その精液の利用率が著しく低率のものがあるので、産子成績等を考慮し、常に、各種雄牛の特質及

び性能等について利用者に積極的な啓蒙、指導を行なうとともに家畜改良の進度に合せて優良な種雄牛の設置とその保持に努めるよう、そのあり方について検討普及されるよう望む。

1 当場の保有種雄牛の頭数及びその精液利用率は前述のとおりであるが、液状精液の供給にかかる事業運営についてみると、液状精液では、必要時に農家が希望する種雄牛の精液供給が保存期間の短いことに起因して、その利用が制約されるので、高価な輸入牛等の種雄牛の設置及びその精液の効率的活用を計る上からも、現在の液状精液供給方式を凍結精液を主体に切り換えることについて検討されるよう望む。

- 1 監査実施箇所名 蘭 検 定 所
- 2 監査執行年月日 昭和43年4月22日
- 3 監査執行者 監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 伊 藤 武 夫
- 4 概 況

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	控 監 査 員	計	警備員	臨時職員	合 計
定 員	3	4			22	29	2		29
現 員					22	29	2		31

(2) 予算の執行状況（昭和43年3月31日現在）

ア 歳 入

科 目	予算令達受額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 済 額
農林水産業手数料	728,000	738,038	734,038	0
物品売払収入	0	30,228	30,228	0
生産物売払収入	27,132,000	27,148,683	27,148,683	0
合 計	27,860,000	27,912,949	27,912,949	0

イ 歳 出

科 目	予算令達受額	支 出 済 額	残 額
一般管理費	195,000	191,916	3,084
農業総務費	22,791,020	22,424,655	366,365
蘭 検 定 所 費	26,255,632	25,009,996	1,245,636
蘭 委 員 費	15,000	15,000	0
合 計	49,256,652	47,641,567	1,615,085

(3) 主な事務事業の実施状況

- ア 蘭検定件数 424件 手数料 343,000円
- イ 蘭鑑定件数 168件 手数料 104,100円
- ウ 繰糸試験（生糸量） 408.84kg 手数料 286,188円
- エ 検定証原本発行（申請） 15件 手数料 750円
- オ 研修期事業

- （イ）原料蘭受払 41年度より繰越重量2,370.56kg
- 42年度受入重量 8,243.39（金額20,616,811円）
- 42年度消費重量 8,367.28
- 43年度への繰越重量2,270.08

(4) 生糸生産および処分

41年度より繰越重量1,234.77
 42年度生産重量 3,442.66
 42年度販売重量 3,517.88 (金額26,291,752円)
 43年度への繰越重量1,216.48

5 指摘事項

(1) 財務に関する事務について

ア 鳥取県繭鑑定規則第3条に基づき繭鑑定申請書をみると、鳥取県繭検定所手数料条例第1条2号ただし書の鑑定を実施した場合の当該項目が明確に記載されていないものがある。繭鑑定手数料の徴収にも関連するので明確に記載するよう指導されたい。

イ 温度自動調節電源部ほか4点の売却物品を随意契約によつて処分していたが、随意契約により売却する場合はその事由を明記する必要がある。

ウ 自動繰糸機、索緒槽、温度自動調節装置取付工事(請負額412千円)で図面及び仕様書が作成されないうまま発注されていた。所定の事務処理を行なうべきである。また、該工事にかかる請負契約書には「かし担保責任」に関する事項が約定されていないが、該工事の性質上これを約定化されたい。

1 監査実施箇所名

水産試験場

2 監査執行年月日

昭和43年4月17日(境港分場)
 昭和43年5月2日(本場)

3 監査執行者

監査委員 浜田庄二
 同 中田玉平
 同 伊藤武夫
 同 河崎 巖

4 概況

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	技 術 能 力 員	計	警備員	臨時職員	合計
定員	4	20		6		30	2	7	39
現員						30			39

(2) 予算の執行状況(昭和43年3月31日現在)

ア 歳入

科 目	予算合達受額	調 定 額	収入済額	収入未済額
漁獲物売却収入	7,540,000 円	3,827,492 円	3,813,262 円	14,230 円
物品売却収入	0	17,820	17,820	0
生産物売却収入	50,000	120,250	66,000	54,250
雑 入	0	1,400	1,400	0
合 計	7,590,000	3,966,962	3,898,482	68,480

イ 歳出

科 目	予算合達受額	支 出 済 額	残 額
一般管理費	203,000 円	196,604 円	6,396 円
計画調査費	47,900	28,000	19,900
水産業総務費	25,586,809	24,759,773	827,036

水産業振興費	1,102,926	677,965	424,961
水産試験場費	17,965,128	13,857,802	4,107,326
漁業取締費	30,000	30,000	0
合計	44,935,763	39,550,144	5,385,619

(3) 主な事務事業の実施状況

試験研究項目	経費	備考
沖合漁場開発調査	5,311,653円	本場
海況漁況予報調査	1,763,000	"
浅海増殖試験	1,021,970	本場
ズワイガニ生態調査	909,000	"

5 指摘事項

(1) 財務に関する事務について

ア 漁獲物売払収入の調定期日が事後となつていゝものがあつた。適期に事務処理されたい。

イ 合見積書を徴しているものうちに型式、規格、寸法の異なるものがあつた。合見積の意義に反するので留意されたい。

ウ ワカメ芽株(種苗)の生産品を試験研究のために使用するときは、「農林水産関係試験研究機関等における生産品事務取扱要領の制定について」第三、二に基づいて、受払簿(様式第七号)によりその出納を明確に記録整備されたい。

エ 本場、分場には、使用不能の物品またはその利用価値のない物品が相当点数ある。物品の整理及び管理上不用物品については、所定

の手続きをとり処分されたい。

(2) 組織運営について

ア 県の東端と西端に本場、分場が2か所に分れて設けられているため、有機的な連係のもとに総合的にその成果を挙げるには困難な現状にあると思われる。機能別、事業別、試験研究の課題別等を考慮して試験研究体制の合理化を図り業務執行の能率化を期するため、その在り方について積極的に検討されるよう望む。なお、本場の生産化学科、海洋科の科名についても、その試験研究内容からみて必ずしもふさわしいものと思われないので、あわせて検討されるよう望む。

1 監査実施箇所名

県 宮 境 港 魚 市 場
立 境 港 水 産 会 館

米子地方農林振興局境港水産事務所

2 監査執行年月日

昭和43年4月17日

3 監査執行者

監査委員 浜 田 庄 三
同 中 田 玉 平
同 伊 藤 武 夫
同 河 崎 巖

4 概 況

(1) 職員の配置状況

区分	事務員	技術員	事務員	技術員	能務員	計	警備員	臨時職員	合計
定員	県営境港 魚市場					5			5
現員	県営境港 魚市場	(2) 1	(4) 3	1		(3) 5		1	(3) 6
員	県立境港 水産会館	(3)	(4)	(1)		(8)			(8) 2

注() 書は兼務者人員である。

(2) 予算の執行状況 (昭和43年3月31日現在)

ア 歳入

区分	科目	目	予算令達受額 円	調定額 円	収入済額 円	収入 未済額 円
特別会計	魚市場	使用料	12,650,000	18,316,218	18,316,218	0
		水産会館使用料	5,637,000	5,447,992	5,031,892	416,100
計	雑	入	365,000	484,218	484,218	0
計	合	計	18,662,000	24,248,428	23,832,328	416,100

イ 歳出

区分	科目	目	予算令達受額 円	支出済額 円	残額 円
特別会計	魚市場	事業費	5,659,359	4,749,438	909,921
		水産会館運営費	1,932,000	1,720,215	211,785
計	合	計	7,591,359	6,469,653	1,121,706
一般会計	水産業	業務振興費	3,035,012	3,027,608	5,404
		業務整理費	124,952	121,812	3,140
計	合	計	48,000	47,298	10,890
計	合	計	3,247,984	3,227,848	20,136

ウ 収入証紙取扱額 漁船登録手数料 75,100円 (460件)

船籍票交付 " 8,800円 (21件)

製品検査 " 13,320円 (9件)

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 魚市場卸し取扱額 3,557,610千円

荷さばき取扱量 175,118箱

イ 水産会館事務室管理及び利用

繪室数 18室 1,840m²

利用室数 15室 1,621m² (14業者)

空室数 3室 219m²

空室3のうち1室は昭和42年9月30日退室

会議室 3室 219m² (延利用191件)

5 指摘事項

(1) 財務に関する事務について

(県営境港魚市場)

ア 原動機付自転車ほか4点の不用品売却にあたり、業者の見積書は徴されていたが、予定価格を定めず処分していることは適当ではない。なお、売却処分が随意契約で行なわれているが、このことについては簡検定所5、の(1)、イの項で述べたとおりである。

イ 水産業総務費、職員手当 (その他職員手当) 905,074円の支出済額のうち、農林漁業改良普及手当40,740円を支給しているが、「普及実績書」を精査すると、同手当の支給対象日数に算入し得ない「無線工事完了検査立会、漁船上架設起工式」等の日数が含まれていた。善処されたい。また、農林漁業改良普及手当の支給に関する規

00413

則第4条「支給の基準」に照し妥当と思料されたいものがある。統
一ある見解のもとに支給基準を厳正に適用されたい。

ウ 市場上屋分電盤点検台工事等にかかる検収を当該職員が行なつて
いるが、専門的知識を必要とする検収については技術職員にその検
収を委嘱して行なうことが適当である。

エ 委託料480千円で、魚市場清掃作業、水産会館清掃作業を「清掃
作業負請契約書」を締結して行なつているが、契約の約定及びその
経理処置の面よりして、委託契約により行なうことが適当である。

(県立境港水産会館)

オ 会館内食堂経営者の使用料は、昭和42年8月分以降は各月とも納
期限を経過して納入されていた。納期限は厳守されたい。

カ 会館で使用許可している事務室の中で、1室73m²のうち33m²だ
け使用許可しているものがあるが、実際は1室(73m²)全部を使
用していると思われたいものがある。残面積(区域)を他に使
用させる場合に支障とならないよう充分配慮されたい。

(米子地方農林振興局境港水産事務所)

(1) 財務に関する事務について

ア 漁船登録申請書の処理について、下記の点に不備のものがあった。
許可事務であるので、その処理は厳にされたい。

イ 申請書及び漁船進水報告書の提出年月日の記入がないもの。

ロ 申請書のなつ印洩れのもの。

ハ 測定検査の年月日並びに検定員の職、氏名のないもの。

1 監査実施箇所名 久米ヶ原土地改良事業所

2 監査執行年月日 昭和43年5月8日

3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平

4 概況

(1) 職員の配置状況

区分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	現業職員	計	臨時職員	合計
定員	1	5		(1)	1	8	(1)	8
現員				(1)		(1)	1	(1)

注() 書は内数で、兼務者である。

(2) 予算の執行状況(昭和43年3月31日現在)

ア 歳入

科目	目	予算令達受額	支出済額	残	額
一般管理費		19,000	0		19,000
土地改良費		7,080,000	7,303,685	△	223,685
計		7,099,000	7,303,685	△	204,685

(3) 主な事務事業の実施状況

事業名	施行地	事業量	事業費
泉宮総合かんがい排水事業	倉吉市下福田	共用道路工 259m等	1,417
泉宮圃場整備事業	同上	幹線道路工 259m等	2,880

5 指摘事項

(1) 運営について

昭和42年度における久米ヶ原土地改良事業（県営総合かんがい排水事業、県営圃場整備事業）は地元を実施反対の声が上がったため工事を一時中止し、昭和42年12月26日に行なわれた「久米ヶ原土地改良事業推進に関する解決のための確認書」に基づき、昭和43年3月8日に到り再び事業を始めたため本年度事業量は予定を大きく下廻り、31.6%の進捗率にとどまっている。

本事業は、地元多年の要望で着手されたものであるのに、事業着手途中で一時中止するに至つた原因の主なもの、地元関係農民にこの事業の内容が周知されていなかったことである。このような県営工事の実施に当つては、地元の市と県の出先機関たる農林振興局が一体となつて、県当局と緊密な連絡の下に地元関係農民の納得を得て実施することが大切であると思われるので、今後の事業推進に当つては、この点十分留意されるよう望む。

- 1 監査実施箇所名 県立科学博物館
- 2 監査執行年月日 昭和43年4月9日
- 3 監査執行者 監査委員 浜・田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 伊 藤 武 夫
同 河 崎 巖
- 4 概 況

(1) 職員の配置状況

区分	館長	係長	学芸員	主事	計
定員	1	2	3	4	10
現員	1	2	3	4	10

(2) 予算の執行状況（昭和43年3月31日現在）

科 目	予算令達受額	支出済額	残 額
社会教育総務費	9,326,000	9,176,765	149,237
博物館費	2,259,945	1,940,959	318,986
教育財産管理費	390,000	165,000	225,000
計	11,975,945	11,282,722	693,223

(3) 主な事務事業の実施状況

区 分	主 展 示 資 料
地球の歴史展示室	地球の歴史11点、模写標本8点、オオサソジウオウオ飼曹4匹、象の骨格標本1点
考古	縄文時代77点、弥生時代32点、古墳時代135点、奈良平安時代11点
民俗	照明具46点、郷土玩具24点、家具調度品具27点・生業具21点、模写標本3点、植物標本38点、その他50点
砂丘、大山	有用鉱物65点、各種結晶鉱物70点、県産化石75点、岩石35点
地 学	昆虫類1,400点、哺乳類20点、鳥類50点、魚貝類など350点
動 物	樹幹標本80点、脂葉標本80点、茸ほか55点
植 物	
電 気	ジオラマ実験装置など60点

イ 特別展示

動く玩具と模型機展 5月2日～6月4日
 秘境の民族写真展 6月15日～8月27日
 石油と生活の科学展 10月5日～11月5日

ウ 資料収集状況

部 門 別	昭和41年度まで	昭和42年度に 収集したものと	計
動物	11,700	104	11,804
植物	4,710	210	4,920
地学	1,919	92	2,011
考古	2,001	44	2,045
民俗	365	65	430
計	20,695	515	21,210

エ 館外活動

講習講座	延25回	参加人員1,148名
科学夏季学校	中学生を対象に2泊3日	参加者20校 77名
移動展	春、秋各1回(米子市)	
資料貸し出し	市町村教委、高等学校、中学校、小学校等へ	延50回

5 指導事項

(4) 財務に関する事務について

ア 展示資料のうち備品購入費で購入したもののについては、鳥取県物品事務取扱規則により処理しているが、さらに当館独自の取扱いとして資料収集簿とパンチカードで整理しているものがある。収集したものの、寄贈を受けたものについては規則に定める処理は行なわれ

ず、館で定めた取扱いにより整理されている。事務煩瑣とならないよう、特に展示資料については取扱いを別に定めること等、さらに検討されたい。

1 昭和42年度に取得した電話債券が、監査日現在取得報告が行なわ

れないまま当館に保管されていた。電話債券の取扱いについては、昭和40年3月13日付発総第76号「公有財産に属する有価証券の取扱いについて」の通知により適正に処理されたい。なお、電話債券(公有財産)の取得手続きは、本庁において行なうべきである。

ウ 電気展示室の資料は、中国電力(株)が設置して管理を当館が行ない、展示物に使用する電力料は別メーターにより中国電力(株)が負担している。これらの事務処理はすべて口頭により行なわれているが、資料の借上、管理、電力料の負担等についての事務処理は、書面により明確にしておくのが適当である。

エ 前回の監査で指摘した当館敷地8,789.623m²の賃借契約については、未解決である。早期に解決を図らねたい。なお、未使用のままとなっている監視人住宅についても早急に善処されたい。

(2) 運営について

ア 当博物館は、従来、来館者による資料利用が主であったが、最近、資料の利用効率を高めるため館外活動として公民館、学校などを対象に資料の貸し出しを(昭和42年度延50回)行なっている。県民の文化的教養を高めるための積極的な活動は大いに結構であるので、資料貸出に必要なケース類等の整備を行ないこの制度の推進について、さらに、検討善処されるよう望む。

イ 年間(昭和42年度)11万人を越える入館者をもつ本館は、最近と

くはその老朽化が激しくなり、このままでは入館者に対し危険さ
も予測される。建造物の保存と危険防止上、適切な補修が必要であ
る。また館は、宝隆院庭園を含め文化的価値あるものとして評価
されつつあるが、庭園の整備は全く考慮されていない状態である。
名園の公開がもつ文化遺産の継承に予算的配慮を望む。

ウ 昭和42年度に新しく植物コーナーを開設し、展示は樹木を中心と
した樹幹標本と、その脂葉標本および茸類、シダ類等を分類展示し、
あわせて20世紀梨の病害標本をも解説展示を行なっているが、資料
の収集はもとより、これらの保管、展示及び調査研究、その他これ
と関連する事業についての専門的事項を処理する担当職員がいない。
植物関係の分野を専門的に処理する学芸員を配置することについて
特に配慮を望む。

- 1 監査実施箇所名 県立青年の家
- 2 監査執行年月日 昭和43年4月10日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 河崎 敏

4 概況
(1) 職員の配置状況

区分	長	主事	用務員	計
定員	1	1	1	3
現員	1	1	1	3

(2) 予算の執行状況 (昭和43年3月31日現在)

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
教育使用料	583,270円	583,270円	0円	

イ 歳出については、社会教育課で執行されている。

(3) 主な事務事業の実施状況
ア 青年の家利用状況

種別	区分	宿 泊	会議室使用	休 憩	計
利用人員(延)		5,039人	3,944人	2,162人	11,145人
利用料金		470,640円	45,000円	67,630円	583,270円

5 指導事項

(1) 財務に関する事務について

ア 青年の家の使用者に対しては、「鳥取県立青年の家の設置及び使
用料に関する条例」の定めるところにより使用料を徴収しているが、
条例に定める使用料以外に、自炊した者からは光熱水費、器具損料
として1人1回20円を徴収し、県の歳入とせず使用している。当施
設が自炊をたてまえてしていることも関連してその在り方につい
て検討善処されたい。なお、自炊した者が使用した食器類は洗剤に
よる水洗であるが、衛生管理の面よりして、滅菌消毒の設備を整備
する必要がある。

イ 「鳥取県立青年の家の設備及び使用料に関する条例」第5条に規

定する使用料の減免については、全額免除できる範囲を定めた通知に基づき、知事権限の委任のないまま、青年の家所長において免除している。本庁において決定処理すべきものと思料されるが管理運営上さらにその在り方について検討善処されたい。

ウ 当所には屋内体育の施設がないため夜間、雨天の場合は会議室を開放して無料で使用させているが、会議室を開放することにについては何らの手続きも執られていない。管理運営に必要とする事項であれば「鳥取県立青年の家の管理運営に関する規則」第16条の規程により教育長の承認を得て定めるべきである。

(2) 運営について

ア 当所の昭和42年度中の延利用者数は11,145人で、うち宿泊利用者は延5,039人にも達しているが、宿泊した青少年に対する、夜間における生活指導は行なわれていない。当所独自の、研修計画を樹てるとともに生活指導をなし得るよう運営の在り方について検討されるよう望む。

イ 当所の隣接地に山陰海岸国定公園利用施設として昭和36年に建設した休養舎 (84.29m²) があるが、最近は施設のまままで利用されていない。立地的にみて不用と思われるので主管当局とも協議し、該施設を青年の家施設に活用することについて検討されたい。

1	監査実施箇所名	2	監査執行年月日	3	監査執行者
	鳥取警察署		昭和43年5月2日		監査委員 浜田 庄二
				同	中田 玉平

倉吉警察署 昭和43年4月30日 同 伊藤 武夫

同 監査委員 濱田 庄二

同 同 中田 玉平

同 同 伊藤 武夫

米子警察署 昭和43年4月22日 同 河崎 巖

同 同 浜田 庄二

同 同 中田 玉平

同 同 伊藤 武夫

境港警察署 昭和43年4月18日 同 濱田 庄二

同 同 中田 玉平

同 同 伊藤 武夫

同 同 河崎 巖

溝口警察署 昭和43年4月11日 同 濱田 庄二

同 同 中田 玉平

同 同 伊藤 武夫

同 同 河崎 巖

黒坂警察署 昭和43年4月11日 同 浜田 庄二

同 同 中田 玉平

同 同 伊藤 武夫

同 同 河崎 巖

4 概況 (1) 職員の配置状況

署名	区分	警 察			官			一般		臨時	合計
		警視正	警視	警部	警部補	巡查部長	巡查	計	職員		
鳥 取	定員	1	1	5	15	27	98	147	11		138
	現員	1	0	6	15	27	98	147	11		158
倉 吉	定員		2	4	8	16	61	91	14		105
	現員		2	4	9	15	66	96	14	2	112
米 子	定員	1	1	5	15	27	106	155	18		173
	現員	1	1	5	14	30	104	155	18	1	174
境 港	定員		1	3	5	7	28	44	10		54
	現員		2	2	5	6	28	45	10		55
溝 口	定員		1	1	2	4	14	22	3		25
	現員		1	1	2	4	14	22	3		25
黒 坂	定員		1	1	2	4	18	26	3		29
	現員		1	1	2	4	19	27	3		30

(2) 予算の執行状況(昭和43年3月31日現在)

ア 歳 入

署名	科 目	予算合達受額	調 定 額	収入済額	収入未済額
鳥 取	収入	0円	24,910円	24,910円	0円
	産収計	0	369,552	366,945	2,607
倉 吉	収入	0	3,420	3,420	0
	産収計	0	245,022	245,022	0
米 子	収入	0	9,400	9,400	0
	産収計	0	494,557	494,065	474
	収入	0	503,937	503,465	474

境 港	溝 口	黒 坂
収入	0	0
産収計	0	0
収入	0	0
産収計	0	0
収入	0	0
産収計	0	0
収入	0	0
産収計	0	0

イ 歳 出

署名	科 目	予算合達受額	支出済額	残 額
鳥 取	警察 警務計	134,499,626円	132,562,011円	1,937,615円
	警察 警務計	6,894,805	6,522,833	371,972
倉 吉	警察 警務計	141,394,431	139,084,844	2,309,587
	警察 警務計	92,872,815	91,350,742	1,522,073
米 子	警察 警務計	5,468,303	5,160,579	307,724
	警察 警務計	98,341,118	96,511,321	1,829,797
境 港	警察 警務計	143,814,710	141,511,762	2,302,928
	警察 警務計	6,961,585	6,470,445	491,140
溝 口	警察 警務計	150,776,293	147,982,225	2,794,068
	警察 警務計	48,578,447	47,724,045	854,402
黒 坂	警察 警務計	2,958,790	2,762,735	196,055
	警察 警務計	51,537,237	50,488,780	1,050,457
鳥 取	警察 警務計	24,410,746	24,052,724	358,022
	警察 警務計	1,680,509	1,546,622	133,887
倉 吉	警察 警務計	26,091,255	25,599,346	491,909
	警察 警務計	27,775,813	27,427,783	348,030
米 子	警察 警務計	1,854,939	1,682,811	172,128
	警察 警務計	29,650,752	29,110,594	520,158

ウ 収入証紙取扱額

署名	取 扱 額
鳥 取	13,673,600円

00419

倉米境溝黒	吉子港口坂	"	"	"	"	8,586,900
						16,885,950
						2,213,700
						1,403,400
						1,511,100

(3) 主な事務事業の実施状況

ア 犯罪発生・検挙等状況

署名	刑法			特刑		別法		
	発生件数	検挙件数	検挙率%	発生件数	検挙件数	検挙率%	発生件数	検挙率%
鳥倉米境溝黒	2,044	1,520	74.3	4,871	4,871	100.0	4,871	100.0
取吉子港口坂	1,101	1,128	102.4	2,854	2,854	100.0	2,854	100.0
	2,204	1,538	69.7	5,268	5,268	100.0	5,268	100.0
	453	327	72.3	664	664	100.0	664	100.0
	167	145	86.0	700	700	100.0	700	100.0
	123	111	90.2	415	415	100.0	415	100.0

イ 交通取締状況

署名	昭和42年度検査件数				昭和41年検査件数		昭和41年比増減%	
	自動車	原付	その他	計	検査件数	増減	%	
鳥倉米境溝黒	4,379	226	82	4,687	6,365	△	26.4	
取吉子港口坂	2,105	1,185	32	3,322	4,117	△	19.4	
	1,992	1,162	43	3,197	5,174	△	38.3	
	648	42	11	701	547		28.1	

溝黒	690	42	10	742	346	114.4
取吉子港口坂	354	80	—	434	398	9.0

ウ 交通事故状況

署名	事故件数		死者	死者		傷者		昭和41年比増減%
	昭和41年	昭和42年		昭和41年	昭和42年	昭和41年	昭和42年	
鳥倉米境溝黒	559	763	16	12	604	775	28.3	
取吉子港口坂	400	495	14	16	440	552	25.4	
	459	650	21	31	511	838	63.9	
	79	121	3	3	73	138	89.0	
	52	65	1	0	45	77	71.1	
	92	66	1	2	76	80	5.3	

5 指摘事項

(1) 財務に関する事務について

(各署共通事項)

ア 駐在所、派出所の土地建物で市町村等から借り受けているものについては、関係者の努力によってその後、逐次貸借契約書が作成されつつあるが、なお、未作成のものがある。(鳥取署を除く) 早急に整備のうえ管理の明確化を期されたい。

イ 各駐在所、派出所の車輛管理状況をみると、物置、車庫等に保管しているものは全体の23%、駐在所内保管は41%、軒下保管は36%となつている。警察活動の機動性と、物品事務取扱規則第12条による「常に良好な状態で保管しなければならない」ことからしても、

これが保管場所の設置について善処の要がある。

(2) 運営について

ア 各警察署の機動力で、耐用年数を経過し老朽化したものが一般車輦で32台 (全体の44%)、原付で87台 (全体の48%) がある。警察活動の基礎施設として、これが更新について耐用年数を基準として、自動的に更新し得るような措置について検討されるよう望む。

- 1 監査実施箇所名 財団法人 鳥取県大阪青年寮
- 2 監査執行年月日 昭和43年6月18日
- 3 監査執行者 監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 伊藤武夫
同 河崎 巖

4 概況

(1) 職員の配置状況

区分	警察長	警察母	計	備考
現員	1	2	3	

(2) 予算の執行状況

(単位: 円)

會計名	予算額	収入額	支出額	収支差引残額
一 會計總計	6,376,000	6,383,279	5,882,983	500,296
維持管理特別會計	5,052,000	5,052,573	2,775,448	277,125
退職積立金特別會計	105,000	104,627	527	104,100
計	9,533,000	9,540,479	8,658,958	881,521

(注) 昭和41年度の育成事業特別会計及び入寮保証金特別会計は、昭和42年度から一般会計として処理されている。

(3) 主な事務事業の実施状況

区分	前年度末入寮者数	当年度		年度末入寮者数	年度延入寮者数		一般宿泊者延数
		入寮者数	退寮者数		年間	1日平均	
42年度	91人	95人	85人	103人	37,646人	103人	1,113人
41年度	100人	75人	84人	91人	39,143人	107人	1,497人
増減	△9	20	△1	△12	△1,497	△4	△384

5 指摘事項

(1) 財務に関する事務について

ア 事業所との間に締結された室賃貸借契約で、契約の解除した場合又は室を変更した場合における事務処理に明確を欠いているものがある。契約の解除又は室の変更は、寮舎費徴収額の変更を来たすものである。書面により明確な事務処理を行なうようにされたい。

イ 寮生が出張・入院等のため長期不在のときは、庶務規定第17条の規定により減免措置がとられているが、減免期間が関係書類 (事業主の出張証明等) と不適合のものがあつた。寮舎費の減免根拠となる申請書の整理及び減免期間の表示を明確にしておくことが必要である。

ウ 42年6月に既設電話をピンク電話に取り換えているが、この際取得した電話債券が、貸借対照表中、現金預金に含まれている。有価証券として処理するが適当である。